

## 韓国知的財産ニュース 2015 年 5 月前期

(No. 294)

発行年月日：2015 年 5 月 19 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★目次★★★

このニュースは、5月1日から15日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

- 1-1 商標法施行令(大統領令第26216号)の一部改正

#### 関係機関の動き

- 2-1 特許庁、韓国ブランド保護に向けたニュースレター発刊 (2015. 5. 7.)
- 2-2 特許庁、「2015知識財産と価値創出国際カンファレンス」を開催(2015. 5. 11.)
- 2-3 特許庁、「発明の日」50周年記念の発明週間指定 (2015. 5. 12.)
- 2-4 特許庁、2015 特許争訟シンポジウムを初開催 (2015. 5. 13.)
- 2-5 特許庁・韓国銀行、「知識財産権貿易収支」初発表 (2015. 5. 13.)
- 2-6 特許庁の「非正常な特許・商標の慣行改善」課題、政府中核課題に選定 (2015. 5. 14.)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

※今号はありません。

#### デザイン(意匠)、商標動向

※今号はありません。

#### その他一般

- 5-1 パテントトロール、韓国企業への攻勢持続 (2015. 5. 1.)
- 5-2 歩行者保護用エアバッグ、特許出願急増 (2015. 5. 1.)
- 5-3 自動車燃費、軽量鋼板で解決 (2015. 5. 6.)
- 5-4 国内81社、Googleが必要とする特許保有 (2015. 5. 11.)
- 5-5 電子金融詐欺の予防に関する特許出願が急増 (2015. 5. 14.)

## 法律、制度関連

### 1-1 商標法施行令 (大統領令第 26216 号) の一部改正

韓国特許庁(2015. 5. 1.)

商標法施行令 (大統領令第 26216 号) が次のとおり改正されました。

- 審査官の資格基準の緩和および課長級開放型職位拡大指定の根拠の策定
  - －特許法を準用していた審査官の資格に関する規定を新設し、一定の資格条件を満たした 6 級一般職に拡大する根拠を策定
  - －課長級開放型職位の拡大指定を受け、審査課長も開放型・公募職位の選抜手続きにより任用されるように審査官の資格要件を改正
- 商標優先審査対象の整備
  - －出願人から商標使用禁止警告を受けた場合、警告の根拠となる出願商標を優先審査ができるようにその対象を整備

より詳しい内容については、韓国特許庁のホームページ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr))をご参照ください。

## 関係機関の動き

### 2-1 特許庁、韓国ブランド保護に向けたニュースレター発刊

韓国特許庁(2015. 5. 7.)

- 中小企業 A 社は、中国現地の数十カ所の商店に生活用品を供給してきた中国進出企業である。中国への輸出が順調に勧められていたある日、現地の取引先 B 社より取引中止の通告を受けた。後から、B 社が A 社の商標を中国現地において無断で先登録したことが分かった。
- この場合、異議申立又は無効審判制度など、法的手続きを通じて商標を取り戻すことができるが、たくさんの時間と費用がかかる上、その過程も簡単ではない。何より

も「先に商標を確保」して被害を予防することが重要だ。

- このような知財権被害事例を収集・共有することで類似した被害を予防し、被害発生時の対応力を高めるため、特許庁は、「K-ブランドニュースレター」を5月7日に創刊すると発表した。
  - オンラインで手軽に知財権関連の様々な情報を手に入れることができる「K-ブランドニュースレター」は、特許庁が主管し、韓国知識財産保護協会が編集・発行する。
- 今回発行される「K-ブランドニュースレター」は、▲「K-ブランド相談窓口」や中国など5カ国に設置されている海外知識財産センター(IP-DESK)に寄せられた相談内容に基づき、知財権被害の類型や対応ノウハウを提示し、▲化粧品・衣類・電子など産業協会、大韓貿易投資振興公社(KOTRA)・韓国知識財産保護協会など産業別・機関別の知財権保護関連の主要セミナー・教育 ▲国内外における知財権制度・法令の改正内容など、企業にとって実際に役立つようなコンテンツを提供する予定だ。
  - また、別度のホームページ訪問なしに、ニュースレターの申し込み機能を通じてセミナーや支援事業を申請することもできる。
- 今回、「K-ブランドニュースレター」発刊を記念し、特許庁産業財産保護協力局のクォン・オジョン局長は「K-ブランドニュースレターはオンラインで手軽に利用できるだけに多くの企業に活用してもらいたい。また、K-ブランドの海外展開拡大と知財権保護能力の向上に役立つことを期待する」と述べた。

## 2-2 特許庁、「2015 知識財産と価値創出国際カンファレンス」を開催

韓国特許庁(2015. 5. 11.)

特許庁は、5月18日にインペリアルパレスホテルにて「2015 知識財産と価値創出国際カンファレンス」を開催する。

同会議は、今年で50回を迎える「発明の日」を記念し、韓国経済を支えてきた知識財産の価値を見つめ直すとともに、創造経済時代における経済発展の柱として浮上している知識財産の今後50年戦略を準備するという趣旨で開かれる。

第1セッションでは、世界知的所有権機関(WIPO)ジョン・サンデー事務次長の基調演

説が行われた後、「知識財産の経済的価値の極大化戦略」をテーマに知識財産大国である欧州 (EPO)、米国 (USPTO) 及び日本 (JPO) の特許庁次長による発表と政策討論が続く予定だ。

第 2 セッションでは、世界最大のベンチャーインキュベーション会社であるインテレクトチュアル・ベンチャーズ社 (Intellectual ventures) と、ドイツの技術貿易をリードするシュタインバイス財団 (Steinbeis Foundation) 技術革新センターより「知識財産事業化の成功要件」についての発表があり、第 3 セッションでは、「知識財産ビジネスモデルの現在と未来」をテーマにグローバル知識財産コンサルティング会社・オーシャントモ (Ocean Tomo) とグローバル IT 企業・クアルコム (Qualcomm) の関係者による発表と討論が行われる。

特許庁産業財産政策課のキム・ヨンソン課長は、「韓国は世界 5 大特許大国に成長したが、今後は特許を活用し富と雇用を創出することが喫緊の課題となる。政府と企業のグローバル知識財産リーダーが一堂に会する今回の会議において知識財産の価値創出に向けた具体的な活用戦略が示されるものと思われる」と述べた。

## 2-3 特許庁、「発明の日」50 周年記念の発明週間指定

韓国特許庁 (2015. 5. 12.)

特許庁は、「発明の日」50 周年を記念し、発明週間を指定して様々な発明イベントを開催する。

「発明の日」は、朝鮮時代の世宗大王が測雨器を発明した日である 1441 年 5 月 19 日を記念して 1957 年に制定された法定記念日であって、今年で 50 周年を迎える。

※1973 年～1981 年までは「商工の日」への統合により中断されたが、1982 年から再開

特許庁は、発明週間を指定し、「発明 50 周年、創造韓国を開いていく」というスローガンの下、発明に関するイベントを集中的に開催し、国民の認識向上を目指している。

発明週間には、「発明の共生と保護 (5 月 12 日)」「発明と保護 (5 月 13 日)」「発明と青年 (5 月 14 日)」「発明と女性 (5 月 15 日)」「発明と事業化 (5 月 18 日)」「発明とフェスティバル (5 月 19 日)」等からなる各テーマによって 5 月 12 日から 19 日までの間、様々なイベントが開かれる。

主なイベントとしては、5 月 14 日～15 日の二日間、プサンのプギョン大学で開催され

る「キャンパス造船海洋発明・特許フェスティバル」がある。他にも全国の大学生を対象に創造発明特許教室や特許ゴールデンベル、造船海洋技術展示会等が開かれ、3月から続けられてきた「特許明細書作成コンテスト」の授賞式も行われる。

5月15日から18日まではソウルのaTセンターにて「世界女性発明大会」及び「女性発明品博覧会」が開催され、女性発明家による多様で斬新な発明品が展示される。また、「世界女性発明フォーラム」では、女性発明活性化に向けた政府と民間の役割などをテーマに討論が行われる予定だ。

5月18日、インペリアルパレスホテルで開かれる「知識財産と価値創出国際カンファレンス」では、世界知的所有権機関(WIPO)のジョン・サンデー事務次長の基調演説から始まり、欧州や米国、日本、ドイツ等の国内外IPリーダーと学者を招き、知識財産を活用して価値を創出した事例を共有する。

5月19日には、最後のイベントとして「第50回発明の日の記念式」がコエックスにて開催される。記念式典では、「今年の発明王」と始めとする発明功労者への褒償を行い、優秀な発明家と科学技術者を褒めたたえる。また、発明50秒映画祭及び発明写真展の授賞作の公開、韓国優秀発明品の展示、ハッカーソン大会の結果公開及び授賞式など様々なイベントが開かれる。

一方、全国各地においても、学生や一般市民などが参加できる発明アイデアコンテストや青少年発明記者団10周年の記念式、特許検索カンファレンス等が行われ、5月発明の月を記念する。

チェ・ドンギョ特許庁長は「発明の日50周年を記念し、一般国民が発明の重要性を再認識し、発明の生活化を通じて創造経済と経済革新に係わっていくきっかけになることを期待する」と述べた。

## 2-4 特許庁、2015特許争訟シンポジウムを初開催

韓国特許庁(2015.5.13.)

特許庁は、5月12日、ソウルのコエックスにて知識財産分野の国内有識者及び産業界・学界・研究界の専門家ら約170人の参加を得て「2015特許争訟シンポジウム」を開催した。

同シンポジウムは、特許紛争を速やかに且つ正確に解決するために、特許庁と法院、特許業界の関係者らが初めて一堂に会したという点で意味がある。最初にチェ・ドンギョ特許庁長が開会の挨拶をし、続いてカン・ヨンホ特許法院長が祝辞を述べた。

大韓民国世界特許(IP)ハブ国家推進委員会の共同代表を務めるイ・クァンヒョン KAIST 未来戦略大学院院長は基調演説で、同シンポジウムの意味について話すとともに韓国が特許紛争解決の世界的なハブ国家になるためには皆が力を合わせなければならないことを強調した。

第1セッションでは、サムスン電子のキム・ジュンハン常務は企業の特許をしっかりと保護するために、特許審判訴訟の技術的・法律的専門性を強化すべきだと提言した。続いて、ソウル高等法院のユ・ヨンソン判事は技術的思想を文字で表現した特許請求範囲の法的解釈について発表した。特にユ判事が発表したテーマは、特許紛争の結論を左右できる中核事案という点で、参加者から大きな関心を集めた。

第2セッションでは、大法院のチョン・テクス裁判研究官が特許の進歩性に関する判例動向を基に、最近浮上している進歩性判断の関連懸案に対する大法院の見方を紹介した。イ・ホン判事とキム・ミンヒ審判長はそれぞれ特許法院と特許審判院における進歩性判断実務について事例を中心に発表し、進歩性判断の審理強化策を巡って活発な議論が行われた。

ジェ・デシク特許審判院長は、「最近、知識財産権を巡る紛争が頻繁に起きており、企業の経済活動や研究開発の妨げとなっている。特許庁と法院が協力して特許審判訴訟の品質を上げ、関連制度を先進化すれば、知財権紛争の迅速かつ正確な解決につながると思われる。これを通じて企業などが研究開発や事業化に専念していけば、知財権の創造経済の流通貨幣としての機能はさらに強化されると思う」と述べた。

## 2-5 特許庁・韓国銀行、「知識財産権貿易収支」初発表

韓国特許庁(2015. 5. 13.)

- 特許庁は、韓国銀行と共同で5月12日に韓国の「知識財産権貿易収支」の新規開発結果(2010~2014)を発表した。
- 「知識財産権貿易収支」は2014年8月1日に第11回国家知識財産委員会での開発方策を確定したものであり

- 特許庁と韓国銀行が「知識財産権貿易収支」の新規開発に向けた MOU を締結 (2014 年 5 月) して約 11 カ月で成し遂げた結果である。
- (推進背景) 現在の知識財産貿易に関する統計からは、知識財産権の輸出入の現況を正確に把握することができないため、様々な政策需要に対応する上で限界があった。
- 「知識財産権使用料収支」には知識財産権の販売額及び購買額が含まれておらず、「技術貿易統計」には著作権 (ソフトウェア及び各種コンテンツ) 関連の輸出入内訳が含まれていない。
- このような問題点を改善するため特許庁と韓国銀行は、文化体育観光部、統計庁、未来創造科学部などの関連省庁との協議を経て、すべての類型を包括する新たな「知識財産権貿易収支」統計を開発した。

### 知識財産に関する貿易収支の統計別概念の比較

		知識財産権 使用料収支	技術貿易 収支	知識財産権 貿易収支 (新規)
特許・実用新案権	使用料	○	○	○
	販売・購買額	X	○	○
(産業)デザイン権	使用料	○	○	○
	販売・購買額	X	○	○
商標権	使用料	○	△*	○
	販売・購買額	X	△*	○
著作権	使用料	○	X	○
	販売・購買額	X	X	○

\* 製造法などの技術知識の移転を伴う商標の取引及びライセンスのみ反映

- (主要結果) 今回発表された韓国の「知識財産権貿易収支」調査結果の主な特徴をまとめると次のとおり
  - ① (総括) 2014 年知識財産権取引の全体規模は 235.4 億ドルで、貿易収支は 61.7 億ドルの赤字となったが、2010 年の 103.4 億ドルの赤字に比べ大幅に改善
    - ※ 電気・電子製品の製造業部門において大企業の米国との特許・実用新案権取引が貿易赤字全体の相当部分を占めている。
  - ② (類型) 著作権分野の 2014 年中貿易収支は 12.1 億ドルの赤字となり、2010 年の 45.2

億ドルの赤字に比べ大幅に改善、産業財産権分野における 2014 年中貿易収支は 48.7 億ドルの赤字と、2010 年の 54.8 億ドルの赤字に比べ小幅に縮小

- ③ (機関) 2014 年中の国内中小・中堅企業の知識財産権貿易収支は 9.9 億ドルの黒字と 2010 年の 0.9 億ドルの黒字に比べ大幅に改善、国内大企業の 2014 年中貿易収支の赤字は 42.6 億ドルと、2010 年の 80.3 億ドルに比べ赤字幅が大きく縮小
  - ④ (産業) 電気・電子製品製造業の 2014 年中貿易収支は、46.0 億ドルと 2010 年の 72.1 億ドルの赤字に比べ大幅に縮小、自動車製造業の 2014 年中貿易収支は 8.0 億ドルの黒字と、2010 年の 0.3 億ドルの赤字から黒字に転換
  - ⑤ (国家) 米国に対する知識財産権貿易収支は、2014 年中 59.5 億ドルの赤字と、2010 年の 68.0 億ドルに比べ赤字幅が縮小、中国に対する知識財産権貿易収支は、2014 年中 22.3 億ドルの黒字と 2010 の 10.2 億ドルに比べ黒字幅が大きく拡大
- (今後の計画) 特許庁と韓国銀行は、今回の統計が政府の「知識財産権貿易収支」改善対策及び国家知識財産基本計画などと連携できるように主な赤字分野に関する深層分析を行う計画だ。
- チェ・ドンギョ特許庁長は、「今回開発された知識財産権貿易収支は、韓国の知識財産権の国際取引実態を総合的且つ客観的に示す最初の統計という点でその意味合いが大きい。今後、これを活用し各省庁の貿易収支改善方策の推進を積極的に支援するとともに、OECD 等に国際統計に提案し国際的拡大を目指したい」と述べた。

## 2-6 特許庁の「非正常な特許・商標の慣行改善」課題、政府中核課題に選定

韓国特許庁(2015. 5. 14.)

特許庁は、2015 年非正常の正常化 100 大政府中核課題として、特許庁所管の「商標ブローカー、特許の虚為表示など非正常な特許・商標の慣行改善」課題が選定されたと発表した。

これを受け、特許庁は、他人の商標を先に登録し、善意の商標使用者に和解金を要求する商標ブローカー行為や拒絶された特許を登録されたもののように表記し、消費者の誤解・混同を招く特許の虚為表示など、非正常な特許・商標の慣行の正常化に乗り出す。

最近、韓流ブームを追い風に海外展開する国内企業が増えている。しかし、韓国企業の海外進出が進むほど、海外の商標ブローカーの商標先取りなどにより被害に受けかねないという懸念も高まっている。中国の上海にある IP-DESK(海外知識財産センター)によると、ある中国企業が韓国企業の商標 125 個を大量に先出願し、零細な中小企業の海

外進出を阻まれるなど、大きな被害に遭いかねない状況となっている。このように、善意の商標使用者を狙う商標ブローカーによる被害が国内だけでなく、中国など海外にまで広がっていることから、海外の商標ブローカーから韓国企業を保護しなければならないという声が高まっている。

また、特許など産業財産権の経済的価値が見直され、オンラインショッピングモールやホームショッピング、新聞や雑誌などで虚偽特許表示を利用した違法広告の事例が増えている。例えば、「特許登録00号」と表示してさりげなく出願番号を書いたり、出願後に拒絶されたが、特許登録されたように表示する等、様々な種類の虚偽表示が横行している。このような特許の虚偽表示は、製品の品質に対する消費者の誤解や混同を招き、公正な取引秩序を乱しかねないため改善が急がれる。

特許庁は、このような状況を課題に反映させ、従来の「商標ブローカー撲滅」課題に加え「海外の商標ブローカーによる被害の予防」と「非正常な特許表示慣行の是正」を新たに追加することで課題の範囲を大きく拡大し、今年から推進することとしている。

特許庁の関係者は、「韓国社会に横行している非正常な特許・商標の慣行を撲滅し、国民が知識財産権分野における正常化の成果を実感できるよう最善を尽くす」と述べた。

一方、特許庁は、知識財産権関連の非正常な慣行及び制度に関する国民の意見を聴取するために5月1日から5月31日まで「特許行政の制度改善に係わる提案の公募」を実施している。

## 模倣品関連及び知的財産権紛争

※今号はありません。

## デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 パテントトロール、韓国企業への攻勢持続

韓国特許庁(2015. 5. 1.)

2015年第1四半期の国際特許訴訟の動向を分析した結果、韓国企業がパテントトロール(NPEs)による国際特許訴訟を提起される件数が増加傾向にあることが分かった。

特許庁と韓国知識財産保護協会が集計した資料によると、今年第1四半期に韓国企業がパテントトロールにより提訴された件数は45件と、前年同期比18%増加した。一方、韓国企業の国際特許訴訟件数は54件と、前年同期比11%減少した。韓国企業の国際特許訴訟件数が減少したのに対し、パテントトロールによる提訴件数はむしろ増加している。

これはパテントトロールの係わる訴訟件数全体が増加に転じたためと見られる。2014年パテントトロール関連の訴訟件数は2,856件で、4,400件だった2013年に比べ大幅に減少した。しかし、2015年第1四半期の訴訟件数全体は1,114件で、前年同期比約49%増加した。

技術分野別で見ると、情報通信(33件)、電気電子(8件)分野において韓国企業へのパテントトロールの攻撃が強いことが分かった。特に、情報通信分野に提訴件数の73%が集中しており、当該分野の輸出企業の格別の注意が求められる状況だ。

パテントトロールとの特許紛争による被害を予防するためには、企業レベルでの事前の備えが欠かせない。特許庁は、韓国企業の特許紛争への対応力を強化させるために、国際知財権紛争情報ポータル(IP-NAVI、[www.ip-navi.or.kr](http://www.ip-navi.or.kr))を通じてパテントトロール活動の動向や国際特許紛争の動向などの情報を提供している。

また、同サイトを通じて、国家別知財権保護ガイドブックや海外知財権判例情報など、韓国企業の知財権保護に向けた情報を総合的に案内し、各種支援事業の申請に関する情報も提供している。

特許庁産業財産保護政策課のソ・ウルス課長は「パテントトロールとの紛争においては迅速な対応は重要だ。IP-NAVI が提供する知財権紛争情報が効果的な紛争対応のためのガイド役を担うと思われる」と述べた。

特許庁は韓国企業の特許紛争動向を持続的にモニタリングすると同時に韓国企業の海外知財権保護に向けた様々な支援事業を拡大する計画だ。

## 5-2 歩行者保護用エアバッグ、特許出願急増

韓国特許庁(2015. 5. 1.)

昨年1年間、韓国の交通事故による死者全体に占める歩行者の割合は10万人当たり4.1人と、経済協力開発機構(OECD)加盟国の中で最下位であることが分かった。これを受け、韓国政府は歩行環境の改善に取り組んでおり、自動車業界は歩行者保護用エアバッグの開発に積極的に乗り出している。

特許庁によると、歩行者保護用エアバッグに関する特許出願は、2010年の4件から2014年の34件へと約9倍増加しており、エアバッグ特許全体に占める歩行者保護用エアバッグの割合も5%から30%へと急増した。

エアバッグは、ハンドルに装着されている運転席用エアバッグ、助手席全面に装着されている助手席用エアバッグ、ダッシュボード下部に装着されている膝用エアバッグ、シート側面に装着されているサイドエアバッグ、サイドウインド上部に装着されているサイドカーテンエアバッグ、ルーフに装着されているルーフエアバッグ、ヘッドレストに装着されているエアバッグ等、車体内部に設置されるのが一般的だが、歩行者保護用エアバッグは、車体外部に設置され、車と歩行者が衝突した際、数千分の1秒でフロントガラス下部と両側を覆う「U」状に膨らみ、歩行者を保護する仕組みとなっている。

最近では、歩行者の頭部がボンネットに衝突する際の衝撃を吸収する空間を作るため、ボンネットを上昇させる「アクティブボンネットシステム」と歩行者保護用エアバッグが結合され、ボンネットの上昇によりボンネット内側からエアバッグが飛び出し、フロントガラス方向に展開する技術が活発に開発されている。

歩行者保護用エアバッグの特許出願割合を見ると、国内大企業が62%と最多であるが、これは、EUが2004年から車両安全性評価に歩行者安全性の項目を導入し、韓国も2008年から「今年の安全な車」選定項目に「歩行者安全性分野」を追加する等、車の安全性を評価する際に歩行者の安全性まで考慮する国内外環境の変化のためと考えられる。

特許庁自動車審査課のチョ・ビョンド課長は、「IT企業であるグーグルが無人自動車

開発に乗り出しており、最近、歩行者保護エアバッグに関する特許を出願したが、これは融合技術時代の本格的到来を示唆するものである。無人自動車の発展に伴い歩行者保護への関心が高まり、今後歩行者保護エアバッグの技術開発と特許出願が増え続けることが予想される」と述べた。

## 5-3 自動車燃費、軽量鋼板で解決

韓国特許庁(2015.5.1.)

- 最近、世界中の環境問題により自動車燃費への規制が強化されるとともに燃費改善への消費者の要求が増え、自動車燃費の改善に向けた自動車用軽量鋼板に関する研究が活発に行われている。
- これを反映するように、自動車用軽量鋼板に関連して 2014 年には 2009 年の約 5 倍の特許が登録された。(2009 年 21 件、2014 年 101 件)
  - その中で高張力鋼板の場合は、特許全体(428 件)の 46%(199 件)を占めるほど、重点的な研究開発が行われている。
    - 高張力鋼板は、一般の鋼板より薄いながら優れた強度を持つ代表的な軽量鋼板であり、最近では高張力鋼板より強度がさらに上がった超高張力鋼板も商用化されている。
    - その一例に、韓国の A 社は、超高張力鋼板の適応割合を 51%にまで拡大させた車を発売した。
  - 高張力鋼板以外に、鉄より軽い軽量材料を使用して車を軽量化する方法も商用化されている。
    - 代表的な軽量材料としては、鉄より比重の低いアルミニウム(Al)、マグネシウム(Mg)があるが、これらを使った鋼板は高張力鋼板に比べ製造単価が高い方である。
    - 製造原価が高いにもかかわらず、海外の高級車を中心に軽量材料を使用した車は増え続けている。
    - 海外 B 社は、車体に占めるアルミニウムの割合が 78%にのぼる車を発売し、C 社の場合は、車体のルーフにマグネシウム鋼板を適用してルーフの重さを約 30%も減らした。
- 一方、この 6 年間(2009~2014)登録された軽量鋼板関連の特許の主要権利者として、韓国製鉄会社であるポスコ(28%、120 件)、現代製鉄(22%、94 件)が 1, 2 位となっているが、JFE スチール(17%、71 件)など海外企業が軽量鋼板特許の 43%を保有している

ことが分かった。

- 海外企業における一般鋼板の関連特許の保有率が 27%であることを考えれば、軽量鋼板分野は、海外企業の特許保有量が相対的に多いことが分かる。
  - 特に、日本企業が海外企業の特許の 96% (186 件のうち 178 件) を保有しており、国内軽量鋼板市場においては日本企業の特許競争力が相対的に高いものと分析される。
- 環境規制の強化に伴い、軽量鋼板への需要は今後さらに増加すると予想される。このため、軽量鋼板に関する研究開発は持続的に行われる必要があり、特に、軽量鋼板分野は海外企業の特許保有割合が高いため、国内企業は、特許ポートフォリオを構築すると同時に紛争への対応戦略の策定に取り組まなければならないと思われる。

#### 5-4 国内 81 社、グーグルが必要とする特許保有

電子新聞 (2015. 5. 11.)

特許購入に積極的なグーグルが関心を持つような特許を保有する国内企業が計 81 社に上ることが分かった。サムスン電子・LG 電子など大企業をはじめ、ペンテック、SK テレコム、ソウル半導体、インテレクトチュアル・ディスカバリーなど様々な企業が含まれた。NHN、コナンテクノロジー、マークアニ、アイリバー、ポストックなどの企業は、アメリカ登録特許が 100 個以下であるものの、グーグルが必要とする特許を保有しているという。

今回の分析は、IP ノミックス ([www. ipnomics. co. kr](http://www.ipnomics.co.kr)) が公開した「グーグル特許照会機」によって行われた。グーグル特許照会機は、グーグルが有している 1 万 5 千強の特許の「引用・被引用関係」と「技術関連性」を分析し、特許間の類似程度を判断する。

国内 81 社は、グーグルによる特許引用頻度が高く、技術的関連性が高い先行特許を有しているという意味になる。これらの企業の持つ特許は、グーグルにとって自社の特許ポートフォリオを強化し、技術的完成度を向上させる戦略的な特許になる。

国内企業のうち、グーグルの特許と関連性の高い特許を最も多く保有している企業はサムスン電子だ。サムスンの持つ約 170 個の特許はグーグルにより頻繁に引用されている。LG 電子も 160 個の特許がグーグルと密接に係わっている。

国内専門企業が保有する特許においてもグーグルによる引用頻度が増えている。NHN

の有する情報検索に関する5つの特許は去年からグーグル特許引用が始まった。この他にも、アイリバーのBluetooth ヘッドセット、マークアニの電子文書テキスト抽出、ポストエックのマルチドロップバスに関する特許は、グーグルが大きな関心を持つ先行特許であることが分かった。

※ 国内企業名は米国特許庁に登録された英語表記を基準

区分	グーグル先行特許を保有している国内企業
特許 5000 個以上 保有企業	SAMSUNG ELECTRONICS
	LG ELECTRONICS
	HYNIX SEMICONDUCTOR
	SAMSUNG DISPLAY
	LG DISPLAY
特許 101~5000 個 保有企業	DAEWOO ELECTRONICS
	ELECTRONICS & TELECOMMUNICATIONS RESEARCH INSTITUTE
	HALLA VISTEON CLIMATE CONTROL
	HYUNDAI ELECTRONICS INDUSTRIES
	HYUNDAI MOTOR COMPANY
	INTELLECTUAL DISCOVERY
	KOREA ELECTRONICS TECHNOLOGY INSTITUTE
	KOREA TELECOMMUNICAION AUTHORITY
	KT CORPORATION
	LG SEMICON
	LG-ERICSSON
	MAGNACHIP SEMICONDUCTOR
	PANTECH
	SAMSUNG ELECTRO-MECHANICS
	SEOUL SEMICONDUCTOR
SK TELECOM	
SUNGKYUNKWAN UNIVERSITY FOUNDATION FOR CORPORATE COLLABORATION	

イ・カンウク記者 | [wook@etnews.com](mailto:wook@etnews.com)

## 5-5 電子金融詐欺の予防に関する特許出願が急増

韓国特許庁(2015.5.14.)

最近、スマートフォンを利用した金融詐欺の被害規模が拡大しており、これを懸念する声が高まっている。

去年、ボイスフィッシング<sup>1</sup>など金融詐欺の被害額は、2千165億ウォンと、わずか2年間で2倍にまで膨らんだ。2014年に発生したボイスフィッシング件数は7,635件、ファームリング<sup>2</sup>は7,101件、スミッシング<sup>3</sup>は4,817件だった。

一方、金融詐欺の手法がますます多様化・高度化するにつれて、これを予防するための犯罪類型別の関連特許の出願も変化を見せている。

特許庁によると、2014年のボイスフィッシングとファームリングに関する特許は、それぞれ13件と12件で、いずれも減少した。これに対して、スミッシングに関する特許はこの2年間で110件と、大きく増加した。

スミッシングに関する多様なセキュリティー技術の開発や関連特許の出願の増加により、2013年に29,761件発生したスミッシング金融詐欺は2014年には4,817件に急減する効果が表れた。

出願主体別に見ると、ボイスフィッシングに関する特許は、中小企業(47.7%)、個人(25.5%)、大企業(11.7%)の順となっており、ファームリングに関する特許は、中小企業(48.4%)、外資系企業(20.0%)、個人(11.6%)の順となっている。スミッシングに関する特許は、中小企業(65.5%)、大企業(14.5%)、個人(11.8%)の順だった。

この調査から、同分野における特許の出願は中小企業が主導していることが分かったが、これは、国内情報セキュリティー業界のほとんどを中小企業が占めているためだと思われる。

注目すべきなのは、外資系企業によるファームリング関連特許の出願は多数あるが、ボ

<sup>1</sup> ボイスフィッシング(Voice Phishing)とは、電話等の音声案内を通じて金融機関や公的機関などを装って金銭を騙し取ろうとする手口のこと。フィッシング詐欺の一種としてビッシングとも言う。

<sup>2</sup> ファームリング(Pharming)とは、インターネットの閲覧者を偽のウェブサイトに誘導することで、不正に個人情報や預金を騙し取る手口のこと。

<sup>3</sup> スミッシング(Smishing)とは、携帯電話などのSMSを利用して権威あるサイトのふりをし、フィッシングサイトに誘導しようとするオンライン詐欺の手法のこと。

イスフィッシングとスミッシングに関する特許の出願はないということだ。これは、ボイスフィッシングとスミッシングが韓国語の音声や文字を使うからだと思われる。

細部の技術分野別の出願動向を見ると、発信者確認や本人認証など認証に関連する出願が最も多く、次いで金融決済関連の出願、スミッシング探知に関する出願が多かった。

特に、認証関連特許の出願が相当部分を占めているのは、新種・変種の金融詐欺はいずれも犯罪者の身分を隠して他人を装うことで発生するということから本当の身分を確認する認証技術の開発が活発化しているからだと思われる。

一方、最近の金融詐欺は日に日に進化しており、今後被害がさらに拡大することが懸念される。金融詐欺の被害を防ぐには、速やかな対応措置を取るとともに、セキュリティ技術の持続的開発やセキュリティ業者の育成・支援など積極的な努力を傾ける必要がある。

特許庁コンピューターシステム審査課のパク・ジェヒョン課長は、「スマートフォンにおけるセキュリティは、これから来る FinTech 時代<sup>4</sup>の成功を握るカギといえるほど重要である。新種・変種の金融詐欺の被害を減らすために、足早な技術開発に取り組むことが切に求められる」と述べた。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

<https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3665>

また、本ニュースレターの配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスし、「unsubscribe」ボタンをクリックしてください。

[http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW\\_GIj5ntM53\\_3CF1ZAZAZ](http://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム

<sup>4</sup> Finance と Technology を合成した造語で、金融と IT を融合させた新たな金融サービス、又はそのサービスを提供する企業のこと。